

## 令和2年度 新潟県内学生地方創生インターンシップ業務委託仕様書

### 1 業務名

新潟県内学生地方創生インターンシップ業務委託

### 2 目的

新潟県内の大学等に在籍する学生を対象として、新潟県（十日町市）での暮らしについて理解する機会提供を目的としたインターンシッププログラムを実施する。プログラム参加者自身の十日町市への移住定住促進に加え、プログラム活動中の様子を県内大学生等の若者に広く発信することで当市の魅力等を伝え、若者の地元定住や将来的なUターンを促進する。

### 3 業務期間

業務委託締結の日から令和3年3月19（金）まで

### 4 遵守事項

本仕様書に定めるほか、次の関係法令規則などに従うものとし、本仕様書に明示されていない事項及び疑義が生じたときは、受注者の一方的判断によらず、発注者との協議の上、決定するものとする。

#### 【法令等】

- ①十日町市財務規則（平成17年十日町市規則第63号）及び同規則別記委託契約条項
- ②十日町市個人情報保護条例（平成30年十日町市条例第43号）
- ③その他業務の実施に係る関係法令

### 5 業務内容

#### (1) 参加者の受入れ及びインターンシッププログラムの提供

下記のいずれかの方法で参加者の受入れ及び参加者の活動プログラム（参加者が十日町市滞在中に行う具体的な活動）の提供を行う。

- ① 受託者自らが参加者の受入れを行い、参加者に活動プログラムを提供
  - ② 受託者が参加者の受入団体を確保し、受入団体が参加者に活動プログラムを提供
- ※②の形態における参加者の受入団体は下記の通りとする。

- ・十日町市内の地域、集落等の共同体
- ・十日町市内に所在する公益法人、特定非営利活動法人等であって、地域活性化に資する活動に取り組む法人

#### 【受入人数】

委託期間内に4名以上の受入れを行うこととする。

#### 【プログラムの種類】

2種類以上の活動プログラムの提供（参加希望者への提示）を行うこととする。また、夏季・秋季・冬季の各季節に応じて提供が可能なプログラムの確保を行う。

## 【受入期間】

下記のいずれかの形態に準ずる。

### <滞在コース>

連続して概ね3週間から1か月間の滞在

### <通いコース>

概ね3か月の間で、週1日～3日程度通う（通算10日程度の滞在）

## (2) 参加者の申込管理

参加申込みの受付を行い、申込情報を管理する。

## (3) インターンシップ参加者の選考等

発注者と協議を行い、インターンシップ参加者の選考を行う。また、申込者に対する事務連絡等を行う。具体的な選考方法等については、別途発注者と受注者と協議をして定める。

## (4) 参加者の滞在場所の確保

参加者が滞在期間中に原則として無償で滞在（宿泊）することができる場所を確保する。また、滞在中に一定程度の生活を送ることができるための備品の用意又は支援を行う。

## (5) 滞在中の参加者の移動手段の確保

下記いずれかの方法、またはそれに準ずる方法で参加者の移動を支援する。

①参加者に対してレンタカーを手配

②委託事業者又は受入先が滞在中（活動プログラム実施期間中）の送迎

## (6) 参加者の滞在中のフォロー（インターンシップ遂行のための支援）

① 参加者の相談体制確保及びインターンシッププログラム進捗の管理

参加者とのミーティングを下記の頻度で行い、プログラムの進捗、健康状態、生活環境、人間関係等に問題が無いかを確認する。

【滞在型】の場合：1週間に1度以上

【通い型】の場合：2回の通い毎に1度以上

② 参加者の人的交流の支援

十日町市内又は近郊で地域活性化活動に従事する人、十日町市を選んで都市部から移住した人等を参加者に紹介する機会を設ける。

## (7) 緊急時の対応等

① 緊急事態への対応

滞在中に天災、事故、疾病等の事態が発生した場合に、参加者の安否確認や安全確保等の対応を行う

## ② 保険加入手続きの支援

参加者がインターンシップ参加中に加入する傷害保険の加入手続き又は加入手続きの支援を行う。

## 6 作業スケジュール（予定）

令和2年8月上旬：事業周知、参加者募集開始

令和2年8月中旬：活動プログラム内容の決定

令和2年8月中旬～（随時）：参加者選考、インターンシップ受入れの開始

令和3年2月中旬：インターンシップ開始期限

令和3年3月中旬：インターンシップ終了期限

令和3年3月中旬：実績報告書の提出

## 7 業務の終了

全参加者のインターンシッププログラム終了及び受注者から発注者への実績報告書の提出を以て業務の終了とする。

## 8 委託料の支払い

発注者は受注者からの委託料の支払請求書をもって、本件業務終了時に、委託料を支払うものとする。

本件業務終了時に受入人数が当初予定人数を満たさない場合等は、見積書の内訳を基に、本件業務終了時まで履行した業務に対して委託料を支払う。

## 9 秘密保持

### (1) 秘密の保持

受注者は、本件業務遂行に関連して、発注者から秘密である旨指定された情報を秘密として取り扱い、その管理に必要な措置を講じるものとする。

### (2) 開示の禁止

受注者は、発注者の秘密情報について本件業務の目的の範囲内で使用するものとし、発注者の事前の書面による同意なくして、第三者に開示してはならない。

### (3) 業務終了後の継続

秘密の保持は、本業務終了後または、契約解除後も適用する。

## 10 個人情報の保護等

受注者は、本仕様書による業務を実施するに当たり情報漏えい等の事故を防止するため、別紙3及び別紙4を遵守し、セキュリティ対策に万全を期さなければならない（別紙3及び別紙4中、甲とは十日町市をいい、乙とは受注者をいう）。

## 11 再委託の禁止

受注者は、委託業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはな

らない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。再委託をする場合、受注者は再委託先に対して、本仕様の内容を遵守させなければならない。

## 12 その他

本仕様書に疑義が生じた場合、受注者は直ちに発注者に申し出て、双方協議するものとする。なお、仕様書に記載のない事項についても、当然必要と認められることは、協議のうえ受注者の責任において適正に実行すること。

## 13 問合せ

十日町市企画政策課移住定住推進係  
(電話 755-5137)